

会報

令和7年 新年号



発行所 〒590-0953 堺市堺区甲斐町東4丁1番10号

TEL 072-221-5115 FAX 072-221-5055

E-mail keiei_center@ockc1969.jp

URL <http://www.ockc1969.com>

協同組合 大阪中小企業経営センター

発行責任者 山添 浩平

(協) 大阪中小企業経営センター

理事長 山添 浩平

会員の皆様、明けましておめでとうございます。

新しい年を迎え、皆様とご家族が健やかで充実した一年を過ごされることを心よりお祈り申し上げます。

二〇二四年は、世界的な気候変動への対応が一層求められる年となり、日本でも大規模な自然災害が相次ぎました。特に、夏の異常気象や台風の影響は、多くの地域で大きな被害をもたらしました。このような状況を受け、私たち一人一人が環境への配慮と防災意識をより一層高めることが求められています。

また、二〇二四年の日本は、国内外でさまざまな変革の時期を迎えています。新たな政治課題や社会的なテーマが注目される中で、私たちの活動にも影響を与える変化が起きています。こうした時代の変化に対応し、柔軟に対応し続けることが重要です。

そのためには、当組合はさらに強い絆でつながり、新しい挑戦を続け、組合の皆様の力になれるよう精一杯努めてまいります。

新しい年を迎えるにあたり、当組合が一丸となって決めるステージに進むためには、組合員の皆様の更なるご理解とご協力が不可欠です。今後とも、私たちの活動に対するご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様にとってこの一年が幸多き年でありませう、心よりお祈り申し上げます。引き続き、どうぞよろしくお願いたします。

役職員一同及び連携支援機関

謹賀新年

次期役員

山添浩平 山形将大 南政幸 本田浩基 堀江孝司 法常博

(五十音順)

現役員

理事長 山添浩平
副理事長 仲野明
専務理事 堀江孝司
理事 和田悦子 泉原幸延 西弘美 本田浩基 山形勝也 法常博 監事 南政幸

顧問

弁護士 井上健策
税理士・行政書士 本田浩基
社会保険労務士 山添浩平

職員 山下勇哉

協同組合 大阪中小企業経営センター

ホンダ総合会計事務所

税理士・行政書士 本田浩基
税務部 泉原幸延 津村剛 戸田隆大 中井優治 西弘美 行政部 南政幸

山添社会保険労務士事務所

社会保険労務士 山添浩平



第33回定期総会開催！



令和6年11月21日(木)午後6時30分より協同組合 大阪中小企業経営センターの第33回定期総会を、南海グ
リル 東店において開催いたしました。

第33回定期総会は「宴の間」において司会者の南政幸監事より、本日御参加いただいた組合員の皆様へお礼の挨拶
を述べ、本総会は有効に成立している旨を宣言しました。

議長には山形勝也理事が選出されました。

議事日程に従い、まず第1号議案「令和6年度活動報告」及び第2号議案「令和6年度会計報告・剰余金処分(案)
及び監査報告」を一括議題として審議し、満場一致により承認可決されました。

次に、第3号議案「令和7年度活動方針案」及び第4号議案「令和7年度予算案」の2案を一括議題として審議し、
満場一致により承認可決されました。

第5号議案「定款の一部変更に関する件」を議題とし、満場一致により承認可決されました。

第6号議案「役員改選に関する件」は、本日まで立候補された方は配布され
た新役員名簿の通り理事5名・監事1名でいずれも定数内である為、役員選挙
規約第8条の規定により全員の当選を確認した旨が報告され、次期役員の紹
介がありました。

最後に司会者より組合員の皆様の「ご協力により無事総会が終了した旨のお御
礼を述べました。

第2部の懇親会も総会に引き続き「宴の間」にて、事務局の戸田隆大の司会
進行による開会の言葉が始まり、まず始めに山添浩平理事長より本日の御礼
と挨拶を述べました。続いて「来賓を代表して森山浩行衆議院議員より「祝
辞を頂戴しました。その他「ご臨席賜りました「来賓の皆様を「紹介させていた
だき、祝電も「披露させていただきました。その後、顧問弁護士井上健策様に
よる乾杯のご発声を賜りました。

終始和やかな雰囲気の中、第33回定期総会並びに懇親会は盛会裏に無事終
了しました。

労務

マイナ保険証始まっています！

健康保険証は令和6年12月2日で発行終了

医療機関の受診はマイナ保険証が便利です！

これまでの健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用（＝「マイナ保険証」）を基本とする仕組みに移行されました。ここでは「マイナ保険証」のメリットなどをご案内いたします。

1. マイナ保険証のメリット

メリット①…医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます！

マイナ保険証を使って受診すると初めての医療機関でも本人が同意した場合のみ特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。

メリット②…手続きなしで高額な窓口負担が不要に

マイナ保険証で受診すると限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要になり、協会けんぽへの手続きも不要です。（※被保険者が住民税非課税の場合は手続きが必要です。）

メリット③…医療従事者の業務負担軽減や保険証の不正使用の防止に！

マイナ保険証によって迅速な本人確認を行うことで受付事務の自動化など医療機関等の業務の効率化を図ることができ、オンラインで健康保険における資格情報を把握して、なりすましや不正利用を防止することができます。

また、協会けんぽにおいても資格喪失後の受診などの不正利用が無くなり、業務の効率化や医療費の適正化を図ることができます。

2. 経過措置について

(1)廃止後も発行済みの健康保険証は1年間有効です

- これまでの健康保険証は令和6年12月2日に廃止されましたが、現在お持ちの健康保険証は退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。



(2)マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」でこれまで通り受診できます
 マイナンバーカードを持っていない方や保険証利用登録をしていない方は、マイナ保険証のようなメリットはありませんが、保険者の協会けんぽから交付される「資格確認書」を提示すれば、これまで通りの保険診療を受けることができます。

※「資格確認書」の発行について

●新規取得者（令和6年12月2日以降）

「資格確認書」は資格取得届等に資格確認書希望有無欄を設けるほか、マイナ保険証をお持ちでない方に職権でも発行されます。

ただし、発行には時間を要し、特に職権での発行は2か月程度掛かるようです。

●既存加入者

令和7年9月以降に保険者の協会けんぽが必要と判断した場合（※）に「資格確認書」が手続き不要で発行されます。

※マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに発行されます。

(参考)

協会けんぽが発行する「資格確認書」のイメージ

レイアウトイメージ



●材質・サイズ・形状は、これまでの健康保険証と同様です。

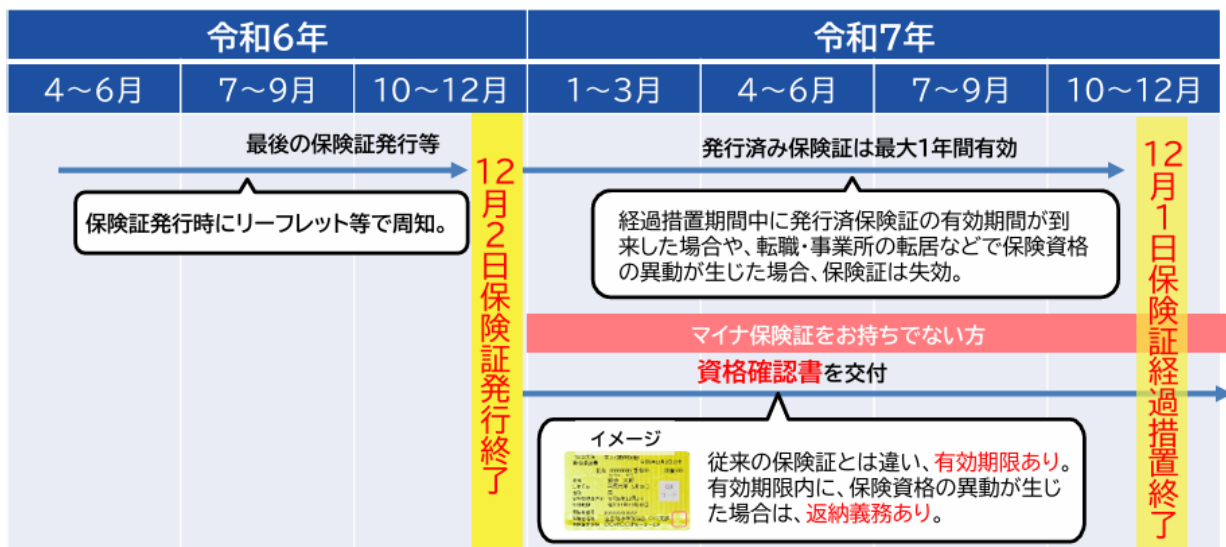
（プラスチック製・カード型）

●有効期間は4～5年です。

1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行期間によって有効期限は4～5年になります。

経過措置についてのまとめ

- 令和6年12月2日以降も発行済みの保険証は1年間有効となります。
- マイナ保険証をお持ちでない方へは、医療機関受診の際にご使用いただける「資格確認書」が発行されます。



令和7年度税制改正 (案)

税務

～はじめに～

自民・公明両党による令和7年度税制改正大綱が12月20日決定されました。今回はその中で個人所得税課税の改正内容について一部掲載していきます。

～個人所得課税～

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応のため、個人所得税の各控除について、下記の改正が行われます。

1. 基礎控除

①個人の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上げられます。

②上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次の通りとなります。

- 合計所得金額が2,350万円以下である個人 58万円
- 合計所得金額が2,350万円を超え2,400万円以下である個人 48万円
- 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である個人 32万円
- 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である個人 16万円

③上記①の見直しに伴い公的年金に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置が講じられます。

※上記改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払われる分に対する源泉徴収より適用されます。

※上記改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金を除く）の支払者から還付等をするための措置が講じられます。

2. 給与所得控除

①給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

②上記①の見直しに伴い、給与所得・賞与の源泉徴収税額算出率の表、年末調整等の為の給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置が講じられます。

※上記改正、令和7年分以後の所得税について適用され、上記②の給与所得・賞与に対する源泉徴収税額算出率の表の改正については令和8年1月1日以後に支払われる給与等について適用されます。

2. 特定親族特別控除

①居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下である者に限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合にはその居住者のその年の総所得金額等から親族等の合計所得に依じて控除されます。（表省略）

②上記①の控除については、控除額が一定以上の場合には、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用することができます。

※上記①の改正は令和7年分以後の所得税について、上記②の改正は令和8年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金について適用されます。

4. 上記1から3までの見直しに伴う所要の措置

- 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を58万円へ引き上げ
- ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等合計額の要件を58万円へ引き上げ
- 勤労学生合計所得金額要件を85万円へ引き上げ
- 家庭内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、65万円へ引き上げ

※上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます。



税制改正案ですので、まずは抜粋して簡便にご紹介させて頂きました。今後、法案が通りましたら、次回以降の会報でご説明していきたいと思っております。

| 令和7年度 法律相談日 |
|----------------|
| 1月16日(木) |
| 2月 6日(木) |
| 3月 6日(木) |
| 4月 3日(木) |

会員の皆様にご好評を頂いております
当経営センターの無料法律相談は、毎月第
1木曜日(午後5時より)、担当弁護士は
当経営センターの顧問弁護士の井上健策
先生です。
日程は左記の通り予定しております。ご
利用の際には、2日前までに予約が必要で
すので、お気軽に事務局までお電話頂きま
すようお願い致します。
※1月は第3木曜日となります。

無料
法律
相談



お知らせ

引き続き募集しております
建設業一人親方の皆様へ



当組合は建設業に従事する一人親方を募集しております。特別加入に加入すると仕事や通勤途中の傷病については治療に要した費用が支給されたり、休業補償(休業4日目以降)や障害年金等の給付が受けられます。安心して働いていただく為にも是非ご加入の検討を宜しくお願い致します。

尚、保険料や保険給付の内容等につきまして、詳細をお尋ねの方や、労働保険に関するご相談がありましたらお気軽に当経営センターまでお問い合わせ下さい。

『アフラックがん保険』と『メディカルJネクスト』のチラシを同封しております。

保険の見直し・新規ご加入等々ご検討中の方は、是非ご参考にしていただければと存じます。

※年末年始休暇のお知らせ※

令和6年12月28日(土) ~

~ 令和7年1月5日(日)



上記9日間年末年始休暇のため休業いたします。尚、休暇中お急ぎの方は、留守番電話に「貴社名・用件・電話番号」を録音して頂きましたら後ほど担当者よりご連絡させていただきます。